

第9号議案

東三河広域連合への介護保険の保険者統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

東三河広域連合への介護保険の保険者統合に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河広域連合への介護保険の保険者統合に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

東三河広域連合への介護保険の保険者統合に伴い、関係条例を整備するため提案する。

東三河広域連合への介護保険の保険者統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市手数料条例の一部改正)

第1条 蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表その他関係の手数料の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第2条 蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項第1号中「市」を「東三河広域連合」に改める。

(蒲郡市介護保険条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 蒲郡市介護保険条例(平成12年蒲郡市条例第13号)
- (2) 蒲郡市介護保険事業基金条例(平成12年蒲郡市条例第15号)
- (3) 蒲郡市指定地域密着型サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年蒲郡市条例第37号)
- (4) 蒲郡市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の条件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年蒲郡市条例第38号)
- (5) 蒲郡市指定介護予防支援事業者の指定の条件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年蒲郡市条例第30号)
- (6) 蒲郡市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年蒲郡市条例第31号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対するこの条例による廃止前の蒲郡市介護保険条例の規定に基づく罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に蒲郡市介護保険事業基金に属していた積立金は、これを平成30年度蒲郡市一般会計で受け入れるものとする。
- 4 この条例の施行に伴い廃止することとなる蒲郡市介護保険事業特別会計の平成29年度に係る収入、支出及び決算については、なお従前の例による。この場合において、同年度の決算上剰余を生じたときは、これを平成30年度蒲郡市一般会計で受け入れるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成30年6月1日以後において、次の債権債務があるときは、当該債権債務の全てを東三河広域連合に引き継ぐものとする。
 - (1) 介護保険料に関する債権債務
 - (2) 公費負担精算に関する債権債務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる債権債務